

田川広域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 田川広域定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更について、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、田川広域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、田川広域定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関し、幅広い視点から協議し意見を述べる。

(組織)

第3条 懇談会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 田川広域定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、この要綱の施行の日から共生ビジョンの計画期間が満了するまでとする。

(庶務)

第7条 庶務は、田川市総務部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会

の会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 11 日から施行する。